

平成26年度 事務事業評価調書（平成25年度実績分）

| | | | | | |
|-------|-------------|------|------|----------------|--------------|
| 事務事業名 | 食肉衛生検査員報酬事業 | | | | |
| 所管部局 | 健康福祉部 | 部局長名 | 村岡 晃 | 予算事業名 | 食肉衛生検査員報酬 |
| 所管部署 | 生活食品課 | 所属長名 | 榎尾 守 | 予算事業科目(平成26年度) | 010402020501 |

1 事業の位置付け

| | | | | | |
|-----------------------------|----|--------------|----------------|--|--|
| 2011 高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け | | | | | |
| 施策の大綱 | 02 | 安心の環 | 施策 取組 方針 | 食品に起因する衛生上の危害の発生を防止するために、食品衛生に関する知識の普及啓発に努めるとともに、高知市食品監視指導計画に基づく衛生指導を徹底します。 学校給食においては、安全な食品の選択と適切な取扱いを徹底し、安全の確保に努めます。 | |
| 政策 | 12 | 安全安心の生活環境づくり | | | |
| 施策 | 34 | 食の安全の確保 | | | |

2 事業の根拠・性格

| | | | |
|-------------|--|--------|-----------------------|
| 法律・政令・省令 | 地方公務員法 | 法定受託事務 | <input type="radio"/> |
| 県条例・規則・要綱等 | | | |
| 市条例・規則・要綱等 | 高知市報酬並びに費用弁償条例、高知市食肉衛生検査員設置に関する規則、高知市食肉衛生検査員就業要綱 | | |
| その他(計画、覚書等) | | | |

3 事業の目的・内容等

| | | | | | |
|------|-----------------|--|------------------------------------|--|--|
| 対象 | 誰(何)を対象に | ●食肉及び食鳥肉の消費者（高知市民含む） ●高知市内の食肉処理事業者 ●高知県広域食肉センター及び高知県食鶏農業協同組合で処理される食肉及び食鳥肉 | | | |
| 意図 | どのような状態にしていけるのか | 家畜や家禽の疾病排除が法で求められている。また近年、カンピロバクターやサルモネラ、0-157等食肉に起因する食中毒の発生やBSE、高病原性鳥インフルエンザの発生等があり、食肉に対する消費者の関心が高まっている。これらに対応すべく、検査体制を確保し、食肉を原因とする健康被害を防止し、食肉の安全を確保する。 | | | |
| 手段 | 事業実施体制等 | 業務の特殊性から獣医師を正職員として雇用し検査体制を組むべきであるが、正職員の雇用が困難な現状においては、非常勤特別職として確保することにより実施 | | | |
| 活動内容 | どのような事業活動を行うのか | と畜場法に基づく検査…現場検査（生体検査、頭・内臓検査、枝肉検査）、精密検査、BSEスクリーニング検査 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（食鳥処理法）に基づく検査…現場検査（生鳥検査、内臓検査）、精密検査 と畜場及び食鳥処理の関係者に対し、食中毒防止のため、微生物制御を目的にHACCPの概念に基づく衛生指導 | | | |
| 成果指標 | 事業目的の成果を測る指標 | | 指標設定の考え方 | | |
| | A | と畜場等衛生検査実施件数 | と畜場等の衛生指導を実施する上での指標であり、科学的根拠となる。 | | |
| | B | 食鳥処理場等衛生検査実施件数 | 食鳥処理場等の衛生指導を実施する上での指標であり、科学的根拠となる。 | | |
| | C | | | | |

4 事業の実績等

| | | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度(計画) | 備考欄 | |
|------------------|---------------|----------------|-----------|---------|------------|----------|-----|---|
| 成果指標 | A | と畜場等衛生検査実施件数 | 目標 344 | 336 | 336 | 336 | | |
| | | 実績 | 629 | 668 | 587 | | | |
| | B | 食鳥処理場等衛生検査実施件数 | 目標 104 | 104 | 104 | 104 | | |
| | | 実績 | 134 | 108 | 105 | | | |
| | C | 目標 | | | | | | |
| | | 実績 | | | | | | |
| 投入コスト | ① 事業費 | 決算額 (千円) | | | | | | |
| | | 財源内訳 | 国費 (千円) | | | | | |
| | | | 県費 (千円) | | | | | |
| | | | 市債 (千円) | | | | | |
| | | | その他 (千円) | | | | | |
| | | | 一般財源 (千円) | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| | 翌年度への繰越額 (千円) | | | | | | | |
| | ② 概算人件費等 | 人件費等 (千円) | 2,352 | 9,700 | 10,076 | 10,390 | | |
| | | 正規職員 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | 2,352 | 9,700 | 10,076 | 10,390 | | |
| | | | その他 (千円) | | | | | |
| | | 人役数 (人) | 1.00 | 3.00 | 3.00 | 3.00 | | |
| | | | 正規職員 (人) | | | | | |
| その他 (人) | | | 1.00 | 3.00 | 3.00 | 3.00 | | |
| 総コスト= ① + ② (千円) | | 2,352 | 9,700 | 10,076 | 10,390 | | | |
| 市民1人当たりコスト (円) | | 7 | 29 | 30 | | | | |
| 年度末住民基本台帳人数 (人) | | 337,875 | 338,397 | 336,845 | | | | |
| | | | | | 総コスト/年度末人口 | | | |

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

管内の食肉処理場並びに食鳥処理場に起因する健康被害は発生していない。市民満足度は、計りづらいところであるが、販売・提供に起因する相談を除けば、購入された食肉、食鳥肉での相談は発生しておらず、市民満足は得られていると理解している。

当該事務事業は、獣医師の確保無しには、成立しない事業である。現在のところ、1人欠員の出た食鳥検査センターの非常勤特別職員の獣医師は本年6月に採用できたが、未だに食肉衛生検査所の非常勤特別職員の確保ができない状況である。そのため食肉衛生検査所へは、保健所の生活食品課食品保健担当の獣医師を定期的に派遣し、食肉・食鳥検査を実施している状態であり、生活食品課食品保健担当の業務に影響が出ている。現在の非常勤特別職員の高齢化等の問題もあり、今後正職員並びに非常勤特別職員の獣医師の確保に努めなければならない。

6 所属長評価

| 評価項目 | | 評価基準 | | 1次 | 平均 点数 | 評価内容の説明 |
|----------|---|--------------------|--|----|----------|---|
| 事業実施の必要性 | ① 〔施策体系等での位置付け〕 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか | A (5) 結びつく | A (5) 十分に達成している B (3) 概ね達成している C (1) あまり順調ではない D (0) 十分な成果を望めない | A | 4.0 | 当該事業は、食の安全・安心は、市民の関心の高い事項であり。総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつく。 市民にニーズに変化は有るが、基本的な食の安全・安心に対する需要はある。 |
| | | B (3) 一部結びつく | | | | |
| | | C (1) あまり結びつかない | | | | |
| | | D (0) 結びつかない | | | | |
| 事業実施の必要性 | ② 〔市民ニーズの傾向〕 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか | A (5) 非常に多い、急増している | B (3) 概ね妥当である C (1) 検討の余地がある D (0) 見直しが必要である | B | 3.0 | 雇用の難しい獣医師の確保に努め、食品衛生監視指導計画で定めた目標の達成に努めている。 食鳥検査については、現在の検査内容（生鳥検査、内臓検査）を充実させる必要があり、今後は現在の非常勤特別職員に正職員を加えた検査員2人体制の検討が必要となる。 |
| | | B (3) 横ばいである | | | | |
| | | C (1) 少ない、減少している | | | | |
| | | D (0) ほとんどない | | | | |
| 事業内容の有効性 | ③ 〔成果の達成状況〕 事業の成果指標の達成状況は順調か | A (5) 十分に達成している | A (5) 現状が望ましい・できない B (3) 概ね効率的にできている C (1) 検討の余地がある D (0) 十分可能である | A | 5.0 | 必要な獣医師の確保が難しく、財団法人食鳥検査センターで、実施していたものを平成24年度から市の直営とした経緯からアウトソーシングは難しい。 財団の解散にともない、平成24年度から、食肉衛生検査所で食鳥検査関連事務を、生活食品課庶務担当で給与事務等を担当している現状の手法が望ましい。 |
| | | B (3) 概ね達成している | | | | |
| | | C (1) あまり順調ではない | | | | |
| | | D (0) 十分な成果を望めない | | | | |
| 事業内容の有効性 | ④ 〔事業の手法・活動内容〕 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性 | A (5) 妥当である | B (3) 概ね保たれている C (1) 偏っている D (0) 公平性を欠いている | B | 3.0 | と畜場、食鳥処理場の構造から、施設に併設された食肉・食鳥処理業者が直接の受益者となるが、間接的に消費者が受益者となることから、公平性は概ね保たれていると解される。 検査手数料については、販売コストに直接影響することから、手数料が処理場の選択や処理頭数の増減に直接結びつくこととなる。これらのことから全国的及び四国内の手数料と整合性を取り、手数料を決めざるを得ず、概ね適正な負担割合と解される。 |
| | | B (3) 概ね妥当である | | | | |
| | | C (1) 検討の余地がある | | | | |
| | | D (0) 見直しが必要である | | | | |
| 事業実施の効率性 | ⑤ 〔アウトソーシングの可能性〕 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性 | A (5) 実施済・できない | A (5) 適正な負担割合である B (3) 概ね適正な負担割合である C (1) 検討の余地がある D (0) 検討すべきである | B | 3.0 | と畜場、食鳥処理場の構造から、施設に併設された食肉・食鳥処理業者が直接の受益者となるが、間接的に消費者が受益者となることから、公平性は概ね保たれていると解される。 検査手数料については、販売コストに直接影響することから、手数料が処理場の選択や処理頭数の増減に直接結びつくこととなる。これらのことから全国的及び四国内の手数料と整合性を取り、手数料を決めざるを得ず、概ね適正な負担割合と解される。 |
| | | B (3) 行政主体が望ましい | | | | |
| | | C (1) 検討の余地はある | | | | |
| | | D (0) 十分可能である | | | | |
| 事業実施の効率性 | ⑥ 〔事業統合・連携・コスト削減〕 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性 | A (5) 現状が望ましい・できない | A (5) 適正な負担割合である B (3) 概ね適正な負担割合である C (1) 検討の余地がある D (0) 検討すべきである | B | 3.0 | と畜場、食鳥処理場の構造から、施設に併設された食肉・食鳥処理業者が直接の受益者となるが、間接的に消費者が受益者となることから、公平性は概ね保たれていると解される。 検査手数料については、販売コストに直接影響することから、手数料が処理場の選択や処理頭数の増減に直接結びつくこととなる。これらのことから全国的及び四国内の手数料と整合性を取り、手数料を決めざるを得ず、概ね適正な負担割合と解される。 |
| | | B (3) 概ね効率的にできている | | | | |
| | | C (1) 検討の余地がある | | | | |
| | | D (0) 十分可能である | | | | |
| 事業実施の公平性 | ⑦ 〔受益者の偏り〕 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか | A (5) 極めて公平性が高い | A (5) 適正な負担割合である B (3) 概ね適正な負担割合である C (1) 検討の余地がある D (0) 検討すべきである | B | 3.0 | と畜場、食鳥処理場の構造から、施設に併設された食肉・食鳥処理業者が直接の受益者となるが、間接的に消費者が受益者となることから、公平性は概ね保たれていると解される。 検査手数料については、販売コストに直接影響することから、手数料が処理場の選択や処理頭数の増減に直接結びつくこととなる。これらのことから全国的及び四国内の手数料と整合性を取り、手数料を決めざるを得ず、概ね適正な負担割合と解される。 |
| | | B (3) 概ね保たれている | | | | |
| | | C (1) 偏っている | | | | |
| | | D (0) 公平性を欠いている | | | | |
| 事業実施の公平性 | ⑧ 〔受益者負担の適正化〕 事業実施の財源として、受益者負担割合(一般財源負担割合)は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。 | A (5) 適正な負担割合である | A (5) 適正な負担割合である B (3) 概ね適正な負担割合である C (1) 検討の余地がある D (0) 検討すべきである | B | 3.0 | と畜場、食鳥処理場の構造から、施設に併設された食肉・食鳥処理業者が直接の受益者となるが、間接的に消費者が受益者となることから、公平性は概ね保たれていると解される。 検査手数料については、販売コストに直接影響することから、手数料が処理場の選択や処理頭数の増減に直接結びつくこととなる。これらのことから全国的及び四国内の手数料と整合性を取り、手数料を決めざるを得ず、概ね適正な負担割合と解される。 |
| | | B (3) 概ね適正な負担割合である | | | | |
| | | C (1) 検討の余地がある | | | | |
| | | D (0) 検討すべきである | | | | |
| 総合点 | 15.0 | 総合評価 | A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合) | | | |
| | | | B 改善を検討し、事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合) | | | |
| | | | C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合) | | | |
| | | | D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合) | | | |

7 部局長評価

| 総合評価 | 評価理由・今後の方向性等 |
|---------------|---|
| ○ A 事業継続 | と畜場、食肉処理場、食鳥処理場が市内に有る限り、費用対効果に係わらず、高知市として食肉検査、食鳥検査は継続しなければならない。 |
| B 改善を検討し、事業継続 | |
| C 事業縮小・再構築の検討 | |
| D 事業廃止・凍結の検討 | |

8 特記事項

| |
|--|
| |
|--|